洋上投票

【必要事項記載部分】

1．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①指定市町村名

都道府県　　市町村　　（区）

②この用紙を船長又は船員に交付した年月日

年　月　日

③憲法改正案の種類

④船員の投票人名簿登録地市町村名

都道府県　　市町村　　（区）

⑤令第82条又は第82条の３に係る請求の別

第82条に係る請求　　第82条の３に係る請求

2．不在者投票管理者等の記載事項

①氏名（署名）

②指定船舶等の名称

③この用紙を船員に交付した年月日

年　月　日

3．立会人の記載事項

氏名（署名）

4．船員の記載事項

①氏名（署名）

②住所

市区町村

③投票人名簿登録証明書又は選挙人名簿登録証明書の交付年月日

年　月　日

④船員手帳の番号

5．代理投票の仮投票の場合

代理記載人の署名

（切り取り線）

【投票記載部分】

記載欄	
反対	賛成

○　注意

一　憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。

二　憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。

三　○の記号以外は何も書かないこと。

（切り取り線）

ファクシミリ送信時の用紙の向き

〔※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。〕

【注意事項記載欄】

1　投票送信用紙の交付から送信までの手続

⑴　令第82条に係る請求の場合

①　この投票送信用紙の交付を受けた船員は、１、２、３欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で４欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。

②　投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

③　代理投票の場合は、４欄には代理記載人が記載してください。

④　５欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。

⑵　令第82条の３に係る請求の場合

①　この投票送信用紙の交付を受けた船員は、１欄及び２欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。

②　船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、４欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、２欄中①、③欄及び３欄については、何も記載しないでください。

③　投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。

2　投票送信用紙の送信後の手続

⑴　令第82条に係る請求の場合

①　船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。

⑵　令第82条の３に係る請求の場合

①　船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。

3　出航後に船員が２人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第82条第７項の請求を受けた場合において、船員の数が２人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、２欄に必要事項を記載し、３欄には当該船員が法第61条第８項に該当する投票人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、４欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記１⑵③及び２⑵①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、５欄には何も記載しないでください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会　印